

募集型企画旅行取引条件説明書面（共通）

1条 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

第2条 募集型企画旅行契約

この旅行は、一般社団法人新発田市観光協会（以下「当社」という）が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）のコースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行約款（募集型企画旅行契約の部）」によります。

第3条 旅行のお申込み

（1）申込書に所定の事項を記入の上、お一人様につき申込金（旅行代金）を添えて当日以降にお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取扱います。

（2）当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社が旅行実施当日に申込書と申込金（旅行代金）を受受した時点で契約が成立します。

第4条 契約の成立と誓約書面の交付

（1）募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し前項の申込金(旅行代金)を当日以降に受領したときに成立するものとします。

（2）当社は契約の成立後旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお渡しします。当社が手配し、旅程を管理する業務を負う旅行サービス範囲は、当該契約書面に記載いたします。

第5条 申込条件

（1）15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し、一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

（2）最少催行人員は、旅行パンフレットに記載します。

（3）健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社らは、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。

（4）お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときは、ご参加をお断りする場合があります。また、当社に対して暴力的な要求行為及び不当な要求行為、取引に関して脅迫的言動もしくは暴力行為、風説を流布し偽計・威力を用いて信用の毀損若しくは業務の妨害行為、又はこれらに準ずる行為を行ったときは、ご参加をお断りすることがあります。

（5）その他当社らの業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

（6）当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

（7）契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

（8）当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務について、何らの責任を負うものではありません。

（9）当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第6条 確定書面の交付

（1）当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した確定書面を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。また、甲府期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

（2）コースにより確定書面を交付しない場合があります。この場合、旅行パンフレットに記載します。

第7条 旅行代金の適用及びお支払い期限

（1）旅行代金は旅行開始日の当日以降にお支払下さい。

（2）特に注釈の無い限り、中学生以上は大人料金、小学生以下は半額、未就学児は無料で参加できます。ただし、満3歳以上6歳未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事・寝具等を必要とする場合は、こども代金を適用します。

（3）旅行代金に大人・子供の区分表示がない場合は、満6歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。航空機利用の場合本項（2）の幼児も当該旅行代金を適用します。

（4）旅行代金は、各コース別に表示しています。出発日と利用人数でご確認ください。

（5）追加代金とは、利用便の選択、利用便の等級の選択、宿泊施設指定の選択、1人部屋追加代金は大人、子供1律、1名様代金です。

第8条 旅行代金に含まれるもの

（1）旅行代金に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代及び消費税等諸税。
（2）添乗員が同行するコースの添乗員経費等。
（3）各コースに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
上記金額は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻はいたしません。

第9条 旅行代金に含まれないもの

第8条のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

（1）超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超える分について）

（2）コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

（3）ご希望者のみご参加されるオプションツアーの代金。

第10条 契約内容の変更

当社は、契約の締結後であっても、天変地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等) その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該自由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。

第11条 旅行代金の額の変更

（1）当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

（2）本項（1）により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前までにお客様に通知します。

（3）本項（1）により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

（4）第10条に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用(当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、医薬料その他既に支払、又はこれから支払わなければならない費用を含む)に増額又は減額が生じる場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにも関わらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。

（5）運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。

（6）旅行代金を払い戻すべき事由が発生した場合は、契約書面に記載した旅行終了後の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。

第12条 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。また、契約上の地位の譲渡は当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約にかんする一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

第13条 お客様からの旅行契約の解除（旅行開始前）

（1）お客様はいつでも第15条に定める取消料（お一人様につき）をお支払いただいて、旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除の申し出の受付は、お申込みされた当社らの営業時間内とします(営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。

（2）お客様は、次に掲げる場合は本項（1）の規定に係わらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄

に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。

②第11条（2）の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

③天変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社がお客様に対し、第6条の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

第14条 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

（1）当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することができます。

①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件をみたしていないことが判明したとき。

②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑤お客様の人数が旅行パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日前にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

⑥スキーを目的とする旅行における降雪量不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

⑦天変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

（2）当社は、本項（1）により契約を解除した時は、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額をお客様に払い戻します。

（3）第5条（4）に該当することが判明したとき。この場合、取消料はお支払いいたできません。

第15条 取消料

（1）契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様1名につき下記の料率で取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一

部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の（1台・1室あたりの）ご利用人の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

（2）当社の責任とならないローンの取り扱い上の事由に基づきお取り消しになる場合も下記取消料をいただきます。

（3）お客様の都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして所定の取消料を申し受けます。

（4）旅行開始後とは当該旅行のサービスの提供を開始したときをいいます。

取消日	取消料
①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前（日帰りは11日前）に当たる日以前の解除	無料
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前（日帰りは10日前）に当たる日以降の解除	旅行代金の20%
③旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降の解除	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日に解除	旅行代金の40%
⑤旅行開始日の当日に解除	旅行代金の50%
⑥旅行会開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

第16条 お客様による旅行契約の解除（旅行開始後）

（1）お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。

（2）お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げた時は、第13条（1）の規定に係わらず取消料を払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において当社は、受領できなくなった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当社の責に帰するべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

第17条 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

（1）当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。

①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他のものによる当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合にあつて、旅行の継続が不可能となったとき。

（2）当社が本項（1）に基づき契約の解除をしたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は、有効な弁済がなされたものとしてします。当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

（3）お客様が第5条（4）に該当することが判明したとき。当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いて払い戻します。

（4）当社は本項（1）①③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

（5）お客様が第5条（4）に該当することが判明したとき。当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いて払い戻します。

（6）お客様が第5条（4）に該当することが判明したとき。当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いて払い戻します。

（7）お客様が第5条（4）に該当することが判明したとき。当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いて払い戻します。

第20条 当社の責任及び免責事項

（1）当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者（旅行サービスの手配を当社に代わって行う者）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。但し、損害発生時の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限らせていただきます。

（2）当社は、手荷物について生じた本項（1）の損害については、同行の規定にかかわらず、損害発生時の翌日から起算して、14日以内に当社に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

（3）お客様が次に例示するような事由により損害を被られました場合におきましては、当社は原則として本条（1）の責任を負いません。

①天変地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止
②運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止

③官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更・中止

④自由行動中の事故

⑤食中毒

⑥盗難

⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

第21条 お客様の責任

（1）当社はお客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様による取消料、違約料その他の支払の有無にかかわらず、当社はお客様に対し、損害の賠償を請求します。

（2）お客様は当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の企画旅行契約の内容についてご理解いただくよう努めてください。

（3）お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領できますよう、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にお申し出ください。

第22条 特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款（募集型企画旅行の部）別紙の特別保証規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

第23条 旅程保証

（1）当社は旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。但し、当該変更について当社に第20条第3項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合はこの限りではありません。

（2）下記左欄（1）～（8）の項目につき「1件」とは、運送機関の場合は1フライト、1乗車、1乗船につき、また宿泊機関については1泊につき、その他のサービス提供内容の場合は、各変更項目1変更につき、それぞれ1件として数えます。従って同一旅行の中で複数の補償もあり得ます。

（3）下表の右欄「1件あたりの率」とは、1件あたりの「旅行代金」に対する率をいいます。又、上段記載の率は「旅行開始前に変更通知した場合」、下段記載の率は「旅行開始後に変更通知した場合」です。

（4）サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。

（5）本項（1）の規定にかかわらず、変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の 5.0%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払しません。当社はおお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に替えることがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたり率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
本パンフレットに記載した		
（1）旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
（2）入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）	1.0	2.0
その他の旅行の目的地の変更		
（3）運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更（編玉後の合計金額が当初の合計額を下回った場合にかぎります。）	1.0	2.0
（4）運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
（5）旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
（6）宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
（7）宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
（8）前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

第24条 旅行条件基準日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

第25条 その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。旅行・ホテル等において、お客様が料理、飲み物、その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税相当額が課されます。

<個人情報の取扱いについて>

当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他当社では、会社及び提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、各種アンケートのお願い、次回お申込みの際の簡素化、特典サービスの提供にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。なお、当社の個人情報保護方針に関するポリシーにつきましては、当社ホームページプライバシーポリシー（http://shibatankanko.jimdofree.com）をご参照ください。

<p>新潟県知事登録第3－386</p> <p>旅行企画実施　一般社団法人新発田市観光協会</p> <p>新発田市諏訪町一丁目2番11号　Tel0254-26-6789</p> <p>（一社）全国旅行業協会正会員</p> <p>国内旅行業務取扱管理者／井上　雅俊</p> <p>募集型企画旅行実施可能区域：新潟市、阿賀野市、聖籠町、阿賀町、胎内市、新発田市、福島県喜多方市</p> <p>※ご不明な点等ありましたら、取扱管理者にご質問ください。</p>
